

【特定調達公告】江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る競争入札の参加資格等

令和6年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視等業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 特定調達契約により調達する役務の種類

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の要件を満たす者でなければ入札参加資格審査を受けることができない。

ア 平成30年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。

イ 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 島根県税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

カ 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

キ 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

ク 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 審査の申請手続

(1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

この入札に参加を希望する者は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、エの担当部局へ郵送し、又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

イ 受付期間

公告日から令和6年3月1日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、令和6年3月1日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とす

る。

エ 郵送等の場合の受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課

オ 提出書類等

(ア)から(ス)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類は、電子調達システム又は島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードするか、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ウ) 営業経歴調書

(エ) 有資格者職員調書

(オ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書

(ク) 業態調書

(ケ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(コ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(サ) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

(シ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ス) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の受注実績がある場合には、それを証明する書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。本審査における得点が83点以上（総得点の50パーセント以上）の者でなければ、参加資格を有することはできない。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

ウ 審査基準日の直前決算における流動比率

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数

キ 審査基準日の前日における官公庁の営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及びISO9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

ア (3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、令和6年3月12日（火）までに電子調達システムにより入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、書面により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも通知する。

イ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から令和9年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、令和6年度から令和8年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者

エ 委任状の記載事項

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当しなくなったとき。

イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課（電話 0852-22-5673）